

## 中間のまとめからの主な変更点【障害者計画】

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（最終案）
1	P.67 「1-3-3 施設入所支援」3年間の事業量	実利用者数 28年度 <u>133</u> 人、29年度 <u>132</u> 人	実利用者数 28年度 <u>132</u> 人、29年度 <u>130</u> 人
2	P.68 「1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行」3年間の事業量	移行者数(累計) 28年度 <u>3</u> 人、29年度 <u>4</u> 人	移行者数(累計) 28年度 <u>4</u> 人、29年度 <u>6</u> 人
3	P.85 「3-3-2 就労移行支援」3年間の事業量	実利用者数 27年度 <u>110</u> 人、28年度 <u>119</u> 人、29年度 <u>112</u> 人 延利用日数 27年度 <u>12,826</u> 日、28年度 <u>13,875</u> 日、29年度 <u>13,059</u> 日	実利用者数 27年度 <u>93</u> 人、28年度 <u>120</u> 人、29年度 <u>156</u> 人 延利用日数 27年度 <u>10,844</u> 日、28年度 <u>13,992</u> 日、29年度 <u>18,190</u> 日
4	P.92 「4-2-7 障害児相談支援」3年間の事業量	障害児支援利用支援計画作成数 27年度 <u>288</u> 件、28年度 <u>328</u> 件、29年度 <u>356</u> 件	障害児支援利用支援計画作成数 27年度 <u>538</u> 件、28年度 <u>578</u> 件、29年度 <u>606</u> 件
5	P.95 「4-3-6 就学前相談体制の充実」事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。	(下線部追加) 専門の委員からなる特別支援教育相談委員会(平成26年度に就学相談委員会から名称変更)を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重

			したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。
6	P.96 「4-4-2 特別支援教育の充実」事業概要	文京区教育振興基本計画を踏まえ、区立小学校及び中学校に <u>特別支援教育担当指導員・交流及び共同学習支援員やバリアフリーパートナーを配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。</u>	文京区教育振興基本計画を踏まえ、区立小学校及び中学校に <u>これまでの特別支援教育支援員に代わり平成 26 年度から教員免許を有する特別支援教育担当指導員を配置し、交流及び共同学習支援員とともに、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。</u>
7	P.97 「4-4-3 育成室の障害児保育」事業概要及び 3 年間の事業量	(事業概要) 保護者が仕事や病気等のため保育の必要な <u>障害のある小学校 1 年から 3 年生の児童</u> に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。 <u>障害児保育補助の非常勤職員を配置し保育環境を整えるとともに、指導員のための研修を定期的</u> に実施し、保育の質の向上を図る。また、 <u>障害児育成室巡回指導</u> を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。  (3 年間の事業量項目) <u>障害児保育を行う育成室数</u>	(事業概要) 保護者が仕事や病気等のため保育の必要な <u>小学校 1 年から 3 年生のうち心身に特別な配慮を要する児童 (要配慮児)</u> に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。 <u>保育補助の非常勤職員を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的</u> に実施し、保育の質の向上を図る。また、 <u>巡回指導</u> を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。  (3 年間の事業量項目) <u>要配慮児保育を行う育成室数</u>
8	P.117 (1)福祉施設入所者の地域生活への移行	◆本区における施設入所支援利用者は、平成 25 年度末時点で 110 人となっています。平成 27 年 4 月に区内初 40 名規模の入所施設が開設することから、平成 27 年度の施設入所利用者数については、 <u>25 名程度</u> の増加を見込んでいます。 ◆その上で、施設入所者数を平成 27 年度から毎年 <u>1</u> 人ずつ減らし、平成 29 年度末における地域生活移行者数 <u>4</u> 人と施設入所支	◆本区における施設入所支援利用者は、平成 25 年度末時点で 110 人となっています。平成 27 年 4 月に区内初 40 名規模の入所施設が開設することから、平成 27 年度の施設入所利用者数については、 <u>24 名</u> の増加を見込んでいます。 ◆その上で、施設入所者数を平成 27 年度から毎年 <u>2</u> 人ずつ減らし、平成 29 年度末における地域生活移行者数 <u>6</u> 人と施設入所支

		援利用者数 <u>132</u> 人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。	援利用者数 <u>130</u> 人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。
9	P.119 (4)福祉施設から一般就労への移行	◆また、成果目標の達成のための就労移行支援事業利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標については、以下のように設定します。 ・就労移行支援事業の利用者数 … <u>37</u> 人の増加 ( <u>5.5</u> 割の増) 利用者数 29年度末 <u>104</u> 人	◆また、成果目標の達成のための就労移行支援事業利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標については、以下のように設定します。 ・就労移行支援事業の利用者数 … <u>78</u> 人の増加 (約 <u>12</u> 割の増) 利用者数 29年度末 <u>145</u> 人
10	P.120 表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧	(表の差し替え)	(表の差し替え)